

令和5年 駒ヶ根市教育委員会 第13回定例会 次第

令和5年11月28日(火) 午後2時

駒ヶ根市役所 本庁舎2階 大会議室

- 1 開 会
- 2 教育長報告 P 1
- 3 事業報告及び事業計画 P 3
・定例教育委員会 12月26日(火) 午後2時～ 保健センター2階大会議室
- 4 審議案件
議案第1号 駒ヶ根市一般会計補正予算について P 5
議案第2号 駒ヶ根市立中学校における部活動指導員設置要綱について P 7
- 5 協議事項
- 6 報告事項
(1) 駒ヶ根総合文化センター劣化度調査及び改修基本計画について 別紙
(2) 国民スポーツ大会ホッケー場施設整備について 別紙
(3) 行事共催等承認申請の専決処分について P 9
- 7 その他
- 8 閉 会

令和5年度 第8回駒ヶ根市定例教育委員会 11月28日(火)

『玉の如き 小春日和を 授かりし』 松本たかし

季語：小春日和（冬）

意味：いかにも玉のように、とても貴重な小春日和を授かったよ。

♥寒い冬の日々の中で、ふと暖かくなる小春日和は、作者にとって宝の玉のように貴重なものだったのだろう。「授かりし」という表現からも天からの賜り物としてありがたがっている様子が伺える。なにか儲けものをした感じがする一瞬だ。



◆先達の教え1

如何にして勝利の女神は微笑むか

井村雅代VS乾由紀子

- 普通は見えるところだけを拘るんですけど、違うんです。見えないところに拘ったときに、水の上の見えるところもすごい演技ができる。だから、一人しか教えない特権を活かして、とことん見えないところに拘りました。
- 一人の時間に何をすることが結果を大きく左右する。
- シャッターを下ろしていないまでも、心にバリアを作っている人が多い。そういう人に「損だよ」と言う。「一回受け入れたら?」「自分を守って得しているように、損してるよ」「理屈はいいから先ずやっごらん」「人の助言を一回試す勇気を持ちなさい」「何でも面白がってやらなきゃ」とも。
- 勝利を掴む人と掴めない人の根本的な差は?自分でここが限界だと考えていない人、チャレンジすることを面白がる人、それが勝利を掴む人だ。
- 目の前に表れる課題を面白がって挑戦していく人は、どんどん前に進んでいく。
- 善かったことも悪かったことも全部自分に返す。人のせいにならない。環境のせいにならない。それを自分に返せる人が強い。
- 本番の舞台に立つまでに何をしてきたか。環境なんて言い出したら切りがない。全部受け入れた上で、いまこの状況で何ができるかを考えることが大切だ。
- 人間は最悪の条件に身を置き、心を鍛えていくことで強くなると思う。



♥心にバリアをつくっている人は伸びない。これは的を射た言葉である。そんな人には、とにかく勇気を持って一度聞き入れて試してごらんと、本人に伝わるまで言い方を変えながら伝え続ける粘り強さがある。この子は見込みがあると信じているからこそ諦めないで言い続けるのだろう。一流と名の付く人は、よかれと思ったことはとことん突き詰めるまでやり抜く気概がある。そんな気がします。

いま、教育に欠けているのは、案外そこなのかもしれないですね。教師は大なり小なりポリシーを持って務めています。そのポリシー（不動軸、誇り）を何としてもたく堅固なものにしてほしいです。

◆先達の教え2

「歩々是道場」 佐々木則夫 (サッカーなでしこジャパンの元監督)

二十代の若者に向けて

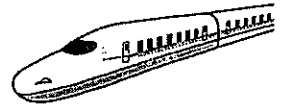
- 「歩々是道場」は、父親から教わった禅の言葉で、「心掛け一つで、どんな場所も自分を高める道場になる」という意味。
- 人は、試練に遭ったとき、逃げ出してしまうものかもしれない。けれども、困難に



真正面から向き合うことで、新たな学びや出逢いに繋がっていくものだと思う。

- なでしこジャパンのコーチを引き受けてから、サッカー人生が様変わりした。人の教えるを素直に受け入れることはもちろん、下した一つひとつの決断に責任を持って全うすることが運命を開く一助になる。
- 二十代の10年間は、その後をどう生きていくのか問われる、人生の骨格を築く期間。些細な出来事もすべて自分の身になると信じて、挑戦し続けて頂きたい。

♥ サッカー女子ブームの火付け役でもあった佐々木氏。華々しい結果の裏には言葉に言い尽くせない苦勞があったようです。それを支えたのが、父親の言葉と妻の支えだとも言っています。「些細なこともすべて自分の身になる」と「信じて突き進む」ことだと言っていますが、これは20代だけでなくすべての世代にとって大事なことではないでしょうか。



◆考えさせられたこと

- 「新幹線の頭部づくり」に60年前から専門的に携わっていた会社の番組を見た。作業はすべて手作業ゆえ、次世代への引き継ぎが課題となっていた。そんな中若者が入社してくれてきた。だが、現場では手取り足取り教えない。若者は見よう見まねで取り組むが限界を感じた。そこで、世話になっている先輩に尋ねた。「どうしたら、できますか？」に先輩の答えは一言「できないんじやったら、置いとけ」であった。訳が分からなくなったが、失敗を積み重ねろと言うことかと受け止め、再び独自で取り組み続けた。その結果、ゆがみのない叩き出しを見出すことができた。しばらくして、その先輩が亡くなった。その時初めて先輩が何を伝えたか分かったという。「考えて物を創り出すのに、責任とプライドを持って取り組み」と言うことではないかと理解し、後輩を指導する立場になったとき、「自分で考えることをさせる」ようになったという話である。

♥ これは単なる徒弟制度の話ではない。今時の若者が、新幹線の頭づくりに興味関心を抱き、入社したはいいが、さて先輩は何も教えてくれない。そこでどうするか、どう動くかが先輩から試されている。こういう理由だから教えないのだよとも言ってくれない。仕方が無いから自分で考え、やってみる。最後に突き放されるような言葉を言われるのだが、この若者は引かなかった。「今の若い者は…」は年寄りの常套句だが、この粘り腰には頭が下がる。

その理由を考えてみた。それは、自分で興味を抱き、自分で入社を決めたからこそ、最後まで自分で責任を持とうとしているからではないか。まさに内から育つ姿そのものだ。こういう若者が増えるようにしなくては…。



《ちょっと立ち止まって》「内から育つ」姿を求めて※最近の教育関係の様子、新聞、駒ヶ根の子どもの様子、資料 朝の一場面

サッカーに興じている学年がありました。高学年のようです。担任の先生らしい方も加わっていました。いい光景だなと思い歩いていくと銀杏の木の下に人影が見えました。前と後ろにツバのある紅白帽をかぶった大柄な男の子です。彼は、仲間に加わらず、じっとサッカーに興じる仲間を見続けていました。仲間とけんかでもしたのでしょうか。省かれたのでしょうか。分かりません。先生もいるのです。承知の上で、そのまま放っておいているのでしょうか。分かりません。彼が意思表示しなければ、状況は分かりません。そんな一場面でした。

彼はその後どうしたでしょうか。

11月分 教育委員会事務事業計画

2023年11月24日

曜日	時刻	事業内容	摘要
1	水	9:30 市内校長会[赤穂小学校]	教育長、次長、両課長
		園長会[]	子ども課
2	木	18:00 伊那新校再編実施計画懇話会[伊那合庁]	教育長
3	金	東伊那文化祭 ～5日	
4	土	第3回すずらん文化祭・中沢区文化祭 ～5日	
		15:15 赤中遺暦の集い[アイバル]	教育長
5	日		
6	月	9:00 庁議[本庁大会議室]	教育長、次長
		14:00 就園就学支援委員会[本庁大会議室]	教育長、次長、子ども課
7	火	13:00 上伊那市町村教委連絡会[伊那合庁]	教育長、職務代理
8	水	15:00 図書館協議会[文化センター]	教育長、次長、社会教育課
9	木	出先監査(教委分)	両課
10	金	10:00 都市教育長会議[安曇野市]	教育長、子ども課長
11	土	13:30 駒展・ジュニア駒展オープンセレモニー[博物館] 11/11～26	教育長、次長、社会教育課
12	日		
13	月	9:00 庁議[本庁大会議室]	教育長、次長
14	火	18:30 スポーツ少年団本部会議[南庁舎大会議室]	社会教育課
15	水	県市町村教委代議員会[]	教育長代理
		18:30 日本体育大学研究発表会[横浜市]	教育長、社会教育課
16	木	13:30 十二天の森活用整備活用検討委員会現地視察[十二天の森]	次長、社会教育課
17	金	13:30 上伊那地区社会教育関係者懇談会[伊那公民館]	教育長、教育委員、社会教育委員、両課
18	土		
19	日	青空すくすく広場(いい育児の日)[共楽園]	子ども課
		県縦断駅伝競技大会(松本～飯田)	
		9:30 ジュニア駒展表彰式・駒展ギャラリートーク[文化センター]	社会教育課
20	月	9:00 庁議[本庁大会議室]	教育長、次長
		10:30 損害賠償審査委員会[本庁大会議室]	次長
		13:00 文化財審議委員会[本庁大会議室]	教育長、次長、社会教育課
		19:00 青少年育成委員会研修会[本庁大会議室]	社会教育課
21	火		
22	水	13:30 部課長会[本庁大会議室]	教育長、次長、両課長
		14:00 自殺対策会議[本庁大会議室]	教育長、次長、両課長
		18:00 赤穂総合学科新校準備会[赤高]	教育長
		18:30 市場割区地区懇談会[市場割いきいき交流センター]	次長
23	木	14:00 いのちのWAコンサート[文化センター]	
24	金	10:00 文化財団臨時評議員会[文化センター]	教育長、次長、社会教育課
		15:00 かつば館運営委員会[かつば館]	社会教育課
25	土		
26	日	10:30 市民音楽祭[文化会館]	社会教育課長
27	月	9:00 議会全員協議会[第5会議室](予定)	教育長、次長
		16:00 区長会[]	
28	火	14:00 定例教育委員会[本庁舎大会議室]	教育委員、教育長、次長、両課長
		18:30 休日部活動の地域移行設立準備会[保健センター大会議室]	教育長、次長、両課
29	水	10:00 12月議会開会(予定)[議場]	教育長、次長
		17:00 教職員組合要望書提出[保健センター乳幼児指導室]	教育長、次長、子ども課
30	木		

12月分 教育委員会事務事業計画

2023年11月24日

	曜日	時刻	事業内容	摘要
1	金		園長会[]	
2	土	14:00	駒ヶ根子どもオーケストラ演奏会[赤穂公民館]	社会教育課
3	日	7:30	上伊那郡縦断駅伝競技大会	社会教育課
		14:00	芦部信喜生誕100年記念講演[アイバル]	教育長、次長、社会教育課
4	月			
5	火			
6	水	9:30	市内校長会[赤穂南小]	教育長、次長、両課長
		16:30	全中駅伝激励会[南庁舎大会議室]	教育長、次長、両課長
7	木			
8	金	13:30	民生児童委員協議会[]	子ども課
9	土			
10	日			
11	月		議会一般質問(予定)[議場]	教育長、次長
12	火		議会一般質問(予定)[議場]	教育長、次長
13	水		常任委員会(予定)	
14	木		常任委員会(予定)	
		18:30	スポーツ少年団本部員会[]	社会教育課
15	金	9:00	庁議[本庁大会議室]	教育長、次長
		18:00	食物アレルギー講演会[本庁大会議室]	
16	土	13:00	長野県青少年健全育成県民大会[佐久市]	社会教育課
17	日		全中駅伝[滋賀県]	
18	月			
19	火		12月議会閉会(予定)[議場]	教育長、次長
20	水			
21	木			
22	金			
23	土			
24	日			
25	月			
26	火	14:00	定例教育委員会[南庁舎大会議室]	教育長、次長、両課長
27	水			
28	木			
29	金			
30	土			
31	日			

令和5年度 一般会計補正予算(第8号)の概要

【一般会計補正予算(第8号)予算規模】 719,668千円 (15,621,004千円 ⇒ 16,340,672千円)

令和5年度 一般会計補正予算(第8号)

【歳出】

(単位:千円)

No.	課名	区分	内容		補正額																				
7	子ども	追加	病児保育事業委託料の追加 病児保育事業の利用者が見込を上回っているため、必要経費を計上します。 (単位:千円)		補正額	8,220																			
					特定財源	2,740																			
					一般財源	2,740																			
					子ども・子育て支援事業交付金(国1/3・県1/3)																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補正前</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> <th>追加分積算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託料</td> <td>18,000</td> <td>8,220</td> <td>26,220</td> <td>@20千円×411人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補正前	補正額	補正後	追加分積算	委託料	18,000	8,220	26,220	@20千円×411人												
区分	補正前	補正額	補正後	追加分積算																					
委託料	18,000	8,220	26,220	@20千円×411人																					
8	子ども	追加	私立幼稚園・保育園運営費の追加 私立幼稚園・保育園の運営に対する施設型給付費等について、公定価格の改定に伴う不足見込み分を計上します。 (単位:千円)		補正額	9,437																			
					特定財源	4,718																			
					一般財源	2,361																			
					子どものための教育・保育給付費国庫負担金(負担率1/2) 子どものための教育・保育給付費県負担金(負担率1/4)																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>補正前</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はらぺこ</td> <td>2,160</td> <td>1,554</td> <td>3,714</td> <td>園児3人分</td> </tr> <tr> <td>福岡保育園</td> <td>84,515</td> <td>4,136</td> <td>88,651</td> <td></td> </tr> <tr> <td>マルチン幼稚園</td> <td>46,066</td> <td>3,747</td> <td>49,813</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象	補正前	補正額	補正後	備考	はらぺこ	2,160	1,554	3,714	園児3人分	福岡保育園	84,515	4,136	88,651		マルチン幼稚園	46,066	3,747	49,813			
対象	補正前	補正額	補正後	備考																					
はらぺこ	2,160	1,554	3,714	園児3人分																					
福岡保育園	84,515	4,136	88,651																						
マルチン幼稚園	46,066	3,747	49,813																						
16	子ども	新規	小学校学習指導書の購入 令和6年度の学習指導要領の改訂に伴い、4月から必要となる小学校教師用指導書を購入するための予算を計上します。 (単位:千円)		補正額	22,331																			
					特定財源																				
					一般財源	22,331																			
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補正額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消耗品費</td> <td>9,375</td> <td>紙媒体の指導書の購入費</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>12,956</td> <td>デジタル媒体の指導書の使用料</td> </tr> </tbody> </table>		区分	補正額	備考	消耗品費	9,375	紙媒体の指導書の購入費	使用料	12,956	デジタル媒体の指導書の使用料										
区分	補正額	備考																							
消耗品費	9,375	紙媒体の指導書の購入費																							
使用料	12,956	デジタル媒体の指導書の使用料																							
17	社会教育		総合文化センターの長寿命化 【繰越明許】 総合文化センターの長寿命化に向け、必要な改修工事のための実施設計を行います。 (単位:千円)		補正額	2,350																			
					特定財源	2,100																			
					一般財源	250																			
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>補正額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託料</td> <td>屋根・外壁の改修工事に向けた実施設計</td> <td>2,350</td> </tr> </tbody> </table>		区分	内容	補正額	委託料	屋根・外壁の改修工事に向けた実施設計	2,350													
区分	内容	補正額																							
委託料	屋根・外壁の改修工事に向けた実施設計	2,350																							
				<table border="1"> <tbody> <tr> <td>歳出補正総額</td> <td>52,338</td> </tr> <tr> <td>特定財源</td> <td>14,656</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>37,682</td> </tr> </tbody> </table>	歳出補正総額	52,338	特定財源	14,656	一般財源	37,682															
歳出補正総額	52,338																								
特定財源	14,656																								
一般財源	37,682																								

【歳入】

(単位 千円)

款	内容				補正額計
	歳入項目	(補正前)	(補正後)	補正額	
国庫支出金	障害者介護給付費負担金	405,000	448,000	43,000	43,000
	橋梁修繕国庫補助金	8,525	13,475	4,950	4,950
	交通安全対策国庫補助金	14,325	17,900	3,575	3,575
	子どものための教育・保育給付費国庫負担金	97,858	102,576	4,718	4,718
	子ども・子育て支援事業交付金	31,794	34,534	2,740	2,740
県支出金	自転車用ヘルメット購入支援事業費補助金	0	260	260	260
	障害者介護給付費県負担金	202,500	224,000	21,500	21,500
	農畜産業振興事業補助金	0	1,989	1,989	1,989
	農作物等災害緊急対策事業補助金	0	244	244	244
	子どものための教育・保育給付費県負担金	48,928	51,286	2,358	2,358
	子ども・子育て支援事業交付金	29,545	32,285	2,740	2,740
寄附金	ふるさと寄附金	400,000	750,000	350,000	350,000
	企業版ふるさと寄附金	2,000	2,500	500	500
繰入金	ふるさとづくり基金	512,612	735,877	223,265	223,265
繰越金	一般繰越金	458,327	521,585	63,258	63,258
諸収入	雑入(危機管理課)	15,564	16,235	671	671
市債	公共事業等債	61,300	67,500	6,200	6,200
	地方道路等整備事業債	129,100	114,700	-14,400	-14,400
	公共施設等適正管理推進事業債	107,900	110,000	2,100	2,100
歳入補正総額					719,668
特定財源					433,145
一般財源					286,523

【繰越明許費】 一般会計

(単位 千円)

款	項	事業名	繰越額
教育費	社会教育費	総合文化センター改修事業	2,350

駒ヶ根市立中学校における部活動指導員設置要綱

令和 5年 3月31日
教育委員会告示第4-2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、駒ヶ根市立中学校（以下「市立中学校」という。）における部活動の指導体制の充実を図ることにより、生徒の心身の発達に資するため、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の2に規定する部活動指導員（以下「指導員」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

2 指導員は、学校職員として市立中学校の部活動顧問を担当することができる。

(任用)

第3条 駒ヶ根市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、適格性を有すると認めるものについて、教育委員会により指導員に任命する。

- (1) 日本スポーツ協会公認の指導者資格又は同等の指導者資格を所有している者
- (2) 中学校若しくは高等学校の部活動において指導した経験を有する者又は地域のスポーツ若しくは文化活動において指導した経験を有する者
- (3) 教員免許を有する者
- (4) その他教育委員会が認める者

2 指導員の任用期間は、任用した日から同日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第4条 指導員は、スポーツ、文化等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事するものとする。

2 指導者は、その属する市立中学校の校長（以下「校長」という。）の監督を受け次に掲げる職務を行うものとする。ただし、指導員が配置される場合であっても、これらの職務を教諭等が行うことを妨げない。

- (1) 技術の指導
- (2) 事故防止に関する知識及び技能の指導
- (3) 学校外で開催される大会、練習試合等の引率
- (4) 部活動に使用する用具並びに設備の点検及び管理
- (5) 保護者への連絡
- (6) 年間及び月間の指導計画の作成
- (7) 生徒指導に係る対応
- (8) 事故が発生した場合の対応
- (9) 前各号に掲げるもののほか、校長が必要と認めるもの

3 校長は、指導員に部活動の顧問を命ずることができる。ただし、教諭等の顧問を置か

ず指導員のみを部活動顧問とする場合は、当該部活動を担当する教諭等を指定し、当該教諭等に対して前項第6号から第8号までに規定する職務を命ずるものとする。

(勤務時間等)

第5条 勤務日及び勤務時間については、次に掲げるとおりとする。

(1) 勤務日及び勤務時間の割振りは、校長が別に定める。

(2) 勤務時間は、原則1週間当たり11時間以内かつ年間210時間以内とする。

2 前項に定めるもののほか、指導員の勤務時間等に関することは、駒ヶ根市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（令和2年規則第16号）の定めるところによる。

(報酬及び服务等)

第6条 指導員の報酬及び服務は、駒ヶ根市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第22号）、駒ヶ根市立小・中学校、幼稚園職員服務規程（平成3年教育委員会訓令第2号）その他関係条例等の定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、指導員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 職務を遂行するに当たり、学習指導要領の趣旨を踏まえた上で、校長の監督を受け、その職務上の命令に従うこと。

(2) 教育委員会が指定する指導者研修会を受講すること。

(3) 長野県中学生期のスポーツ活動指針（平成26年2月長野県教育委員会）、長野県中学校の文化部活動方針（令和元年12月長野県教育委員会）及び駒ヶ根市立中学校部活動運営方針（令和2年3月駒ヶ根市教育委員会）に基づいて指導を行うこと。

(4) 教育委員会が設置する部活動運営委員会に出席し、学校及び保護者との共通理解を図り、適切な活動に努めること。

(公務災害補償)

第7条 指導員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

R5-11 定例教育委員会報告 行事共催等承認申請一覧(専決分報告)

区分	受付番号	行事の名称	団体名	開催日	開催場所	承認	
後援	5-118	第32回花の道杯 小学生バレーボール交流大会	上伊那小学生バレーボール連盟	令和5年11月23日(木)	赤穂中学校体育館、泰成スポーツフロア	承認	
後援	5-119	芳賀龍之介選手 柔道教室	長野県柔道連盟	令和5年12月16日	駒ヶ根市武道館 柔道場	承認	新規
後援	5-120	南信高校体育連盟柔道専門部 錬成大会	南信高等学校体育連盟柔道専門部	令和5年12月17日(日)	駒ヶ根市武道館 柔道場	承認	新規
後援	5-121	第10回「伊那谷で育った中村不折に続け！子どもたちの書初め書道展」	長野県伊那文化会館	令和6年2月17日(土)	長野県伊那文化会館	承認	
後援	5-122	第49回長野県アンサンブルコンテスト高等学校部門南信地区大会	長野県高等学校文化連盟吹奏楽部会 南信地区	令和5年12月24日(日)	駒ヶ根市文化会館	承認	
後援	5-123	第56回三沢ミュージックスクール発表演奏会	三沢ミュージックスクール	令和5年12月17日(日)	赤穂公民館	承認	
後援	5-124	一日駒ヶ根警察署長「TSUKEMEN」	伊南防犯連合会	令和5年12月7日(木)	赤穂公民館	承認	新規
後援	5-125	おやこ サッカー教室	ジョイフルサッカークラブ	令和5年11月28日(火)	赤穂東小学校 グラウンド	承認	
後援	5-126	令和5年度第3回子供食堂 クリスマス会	つながる食堂おいでなんしょ子供食堂	令和5年12月3日(日)	ふれあいセンター	承認	
後援	5-127	2023冬の第36回山岸めぐみ門下生ピアノ演奏発表会	山岸 めぐみ(ピアノ教室)	令和5年12月23日(土)	駒ヶ根市文化会館 大ホール	承認	
後援	5-128	ピアノ発表会	真道ピアノ教室	令和5年12月17日(日)	駒ヶ根市文化会館 小ホール	承認	
後援	5-129	第41回手づくり絵本巡回展	手づくり絵本 かりんとうの会	令和6年6月14日(金)	市民交流活性化センター	承認	

共催 0件
 後援 12件
 協賛 0件
 12件

承認 12件
 不承認 0件
 協議中 0件
 12件